

## 釜石都市計画道路の変更(釜石市決定)

都市計画道路中 3・2・1 号税関通線ほか 2 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・2・1	税関通線	釜石市 浜町 一丁目	釜石市 浜町 一丁目	釜石市 浜町 一丁目	約 170m	地表式	2車線	30m	幹線街路と 平面交差 3箇所	
	3・4・6	釜石駅 東前線	釜石市 鈴子町	釜石市 東前町	釜石市 大渡町 一丁目	約 1,970m	地表式	2車線	20m	JR釜石駅と立体交差 三陸鉄道と立体交差 幹線街路 3・4・7 松原 鳥谷坂線と立体交差 幹線街路と平面 交差 8箇所	
	3・5・10	魚河岸 新浜町線	釜石市 浜町 一丁目	釜石市 東前町	釜石市 東前町	約 460m	地表式	2車線	14m	幹線街路と 平面交差 1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

東日本大震災による津波の被害から早期復興を図るため、本案のように変更するものである。

## 都市計画変更の理由書

釜石市の中心市街地である東部地区は、東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けており、早期復興が必要となっている。

### 3・2・1号税関通線

釜石都市計画道路3・2・1号税関通線は、浜町一丁目の天王山児童遊園前を起点に浜町一丁目の釜石港湾合同庁舎までの延長約170m、幅員30mで昭和22年に都市計画決定された幹線街路である。

本路線沿道の浜町地区では、再度津波に襲われた場合でも都市機能を維持するための拠点となる市街地を形成し、東部地区の復興を先導するために津波復興拠点整備事業の導入を予定している。

本路線は、復興まちづくりにおける土地利用において、釜石市の幹線道路としての役割を担い、東部地区の津波復興拠点整備事業の根幹となる街路であり、円滑な自動車の通行を確保するとともに、発災時に早期の避難が行われるよう、本案のとおり道路線形を変更し、併せて車線の数を定めようとするものである。

### 3・4・6号釜石駅東前線

釜石都市計画道路3・4・6号釜石駅東前線は、鈴子町の釜石駅前を起点に大渡町一丁目を経由し、東前町の魚河岸新浜町線までの延長約1,970m、幅員20mで昭和22年に都市計画決定された幹線街路である。

東部地区では、再度津波に襲われた場合でも都市機能を維持するための拠点となる市街地を形成し、復興を先導するために津波復興拠点整備事業の導入を予定している。

本路線は、復興まちづくりにおける土地利用において、東部地区の津波復興拠点整備事業の根幹となる街路であり、円滑な自動車の通行を確保するとともに、発災時に早期の避難が行われるよう、本案のとおり道路幅員の一部を12mから15mに変更を行うものである。

### 3・5・10号魚河岸新浜町線

釜石市の中心市街地である東部地区は、東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けており、早期復興が必要となっている。

釜石都市計画道路3・5・10号魚河岸新浜町線は、浜町一丁目の税関通線との交点を起点に浜町二丁目を経由し、東前町釜石駅東前線との交点までの延長約460m、幅員14mで昭和22年に都市計画決定された幹線街路である。

本路線沿道の浜町地区では被災した魚市場や水産施設の復旧及び漁港機能の強化を図るため、漁港施設機能強化事業の導入を予定している。

本路線は、復興まちづくりにおける土地利用において、円滑な自動車の通行を確保するとともに、発災時に早期の避難が行われるよう、本案のとおり道路幅員の一部を8mから14mに変更し、併せて車線の数を定めようとするものである。